岩手県社会福祉事業団経営理念

ご利用のお客様の人間の尊厳の保持を旨として、お客様の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、地域福祉を推進し、全ての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、その人らしく共に生きる豊かな社会の実現に貢献します。

松山荘運営方針

松山荘は、利用者の人間としての尊厳の保持を旨とし、心身共に健やかに安心・安全に生活できるような支援を提供します。また、利用者のアセスメントを的確に行い、一人ひとりの「真に必要な支援」を提供し、その人らしい生活の実現に努めます。地域のセーフティネット施設としては、生活困窮者、ホームレス等の支援の充実を図るとともに地域ニーズに応えられる地域貢献事業に取り組みます。

キャッチフレーズ

「応援します　あなたの自立・あなたの暮らし　支えます」

松山荘グループ

■ 救護施設 松山荘

[救護施設、居宅生活訓練事業、保護施設通所事業、一時入所事業、施設機能利用事業]

■ 共同生活事業所「ちふな」

[共同生活援助（介護サービス包括型）]

■ 生活介護事業所「そら」

[生活介護]

案内図

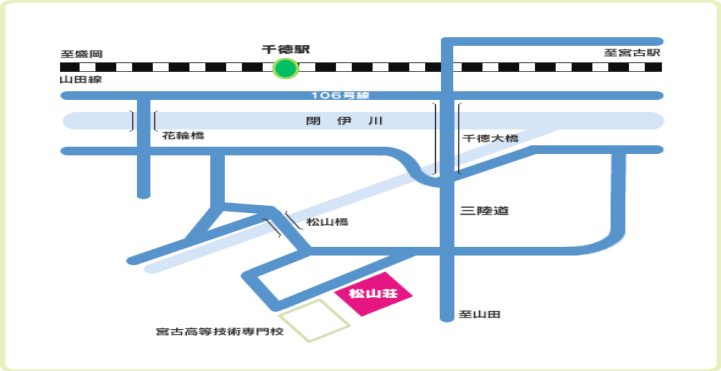

社会福祉法人　岩手県社会福祉事業団

相談支援事業所「まつやま」

●特定相談支援事業　330200106
●障害児相談支援事業　0370200057

〒027-0037岩手県宮古市松山第８地割１９－１　救護施設松山荘内
TEL：　０１９３－６２－７９２１
FAX：　０１９３－６４－３５３０

E-mail　soudan@matuyamasou.org
http://www.iwate-fukushi.or.jp/shisetu/matsuyama/12soudan/index.html

相談支援事業所「まつやま」の利用について

●相談支援事業とは？

利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。障がいのある方やその家族の方等からの各種相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び障害福祉サービス事業者等関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行います。

●相談の種別

◆特定相談支援・障害児相談支援（計画相談）

障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、他の障害福祉サービス事業者等と連絡調整を行います。

また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行うとともに、他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整や、支給決定または支給決定の変更に係る申請への助言を行います。

●対象の方

◆宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村にお住まいの障がいのある方、そのご家族、その他関わりのある方。

●相談方法および相談受付時間

◆まずは電話にてご相談をお願いします。

◆相談受付時間　　平日　８：30～17：15

（休業日　土・日・祝日及び12月29日～1月3日）

●相談費用

◆利用にあたっては、利用者の方の費用負担はありません。

◆ただし、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村以外で支援を行った場合には、交通費をいただくことがあります。

●相談支援事業所まつやま職員体制

管理者　　1名(兼務)

相談支援専門員　1名

【計画相談支援体制加算について】

〇精神障害者支援体制加算

・精神障がい者地域移行・地域生活支援関係者基礎研修
　研修を修了した者　：菊池優紀　　※令和元年度

〇要医療児者支援体制加算

・医療的ケア児等コーディネーター養成研修
　研修を修了した者　：菊池優紀　　※令和元年度